

地方独立行政法人北松中央病院に係る重要な財産に関する条例

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条第1項の規定により、地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）が譲渡し、担保に供しようとするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産は、この条例の定めるところによる。

(重要な財産)

第2条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は動産とする。

附 則

この条例は、平成22年3月31日から施行する。